

『国外財産調書制度のあらまし HPにチラシ公開一国税庁』

国税庁はHPに公開していた「国外財産調書制度に関するお知らせ」を更新し、「『国外財産調書』の提出制度のあらまし」と題するチラシを掲載した。チラシは制度の概要・趣旨等を説明、記載例を示すとともに、詳細な注を付している。

これは、租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成24年法律第16号）により内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成9年法律第110号）の一部が改正され、国外財産調書制度が創設されたのに伴うもの。同制度では、居住者で、その年の12月31日時点で価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する人は、財産の種類、数量、価額、その他必要な事項を記載した国外財産調書を、翌年の3月15日までに提出しなければならなくなった。今回の改正で有価証券等に係る所在の判定については「有価証券等が金融商品取引業者等の営業所等に開設された口座に係る振替口座簿に記載等がされているものである場合におけるその有価証券等の所在については、その口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在による」に変更された。改正前は、有価証券等の発行法人の所在だった。平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書から適用される。

『建設現場での熱中症 その責任は？』

東京での連続猛暑日記録の更新とはならなかったが、全国各地で猛暑が続いている。群馬県館林市では39.5度を観測するなど、容赦無い強烈な暑さが猛威を振るっている中、いかに安全な労働環境を確保するかは、企業にとって重要な課題となっている。室内での勤務であればともかく、建設業のように概ね屋外での勤務が主となる場合は特に注意が必要だ。

厚生労働省からも、熱中症防止策としてWBGT値（暑さ指数）を毎日測定すること、作業者の体調管理をしっかりとすることや水分・塩分を定期的に摂取すること、さらにはWBGT値が基準値を大幅に超えた場合は、一定の時間帯においては作業を行わないことまで推奨されている。建設業の場合、多くの下請け業者が現場に出入りすることも多い。そのようなケースでは、当然に元請け側の安全管理体制の責任まで問われることもある。平成24年に熱中症で死亡した21人のうち、18人についてはWBGT値の測定をしていなかったという事実もある。管理体制に不備があったと責任を追求される余地もあるだろう。十分な管理体制を構築することは、事故を未然に防ぐという観点もさることながら、いざというときの責任回避にもつながることを理解しておきたい。

